

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 6 日

関係団体 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課
厚生労働省医政局看護課

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』）
について（周知）

標記について、別添のとおり文部科学省高等教育局学生・留学生課及び文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課から各国公立大学法人担当課、大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課、各文部科学大臣所轄学校法人担当課、大学を設置する各学校設置会社担当課、独立行政法人国立高等専門学校機構担当課、各都道府県教育委員会専修学校主管課、各都道府県専修学校主管課、厚生労働省医政局医療経営支援課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課、日本語教育機関担当課宛てに通知されたので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知をお願いします。

【重要】

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が、学びを継続できるよう「学生支援緊急給付金給付事業」を実施します。本事業について、在籍する学生等へ周知していただくとともに、支給を希望する学生等の審査、とりまとめについてご協力をお願いします。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 9 日

各 国 公 立 大 学 法 人 担 当 課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 担 当 課
大学を設置する各学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 御中
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 専 修 学 校 主 管 課
各 都 道 府 県 専 修 学 校 主 管 課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
大学及び高等専門学校を設置する公立大学法人を設立する各地方公共団体担当課
日 本 語 教 育 機 関 担 当 課

文部科学省高等教育局学生・留学生課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

学生支援緊急給付金給付事業（「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』） について（依頼）

平素は文部科学行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、新たにアルバイト学生向けの学生支援緊急給付金給付事業（令和 2 年 5 月 1 9 日閣議決定）を創設しました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等については、本年 4 月に開始した高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金で家計急変対応をとってきたほか、大学等におかれても、授業料納付の延期、各大学等独自の減免措置などを実施していただいていたところ です。一方で、多くの学生等がアルバイト収入の激減・途絶など、学生生活にも経済的な影響が顕著になってきています。そのため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるアルバイト収入の減少などにより学生生活の継続に支障をきたす学生等を対象に、緊急で現金給付の支援を行うものです。

つきましては、本事業の実施にあたり、在籍する学生等へ周知していただくとともに、支給を希望する学生等の審査、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という）への推薦などにご協力をお願いいたします。

各大学等におかれましては、速やかに募集を開始していただくとともに、学生等の申請

の締切は各大学等において設定いただき、学生等へ周知をお願いします。学校ごとの推薦枠は追ってお知らせします。また、学校単位で推薦リストが取りまとまりましたら、随時機構へ送付いただきましたら、機構に内容の確認ができたものから順次送金します。なお、推薦リストは、6月19日（金）までに機構にお送りいただきますようお願いいたします。

詳細な大学等における事務処理及び学生等の申請手続きについては、下記URLをご参照ください。なお、学生等の利便性、事務の効率化・簡素化の観点から、スマートフォンを活用した申請システムの構築を予定しており、数日中にご連絡致します。

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』ウェブサイト

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

(本件問合せ先)

<大学、短期大学、高等専門学校、日本語教育機関>

e-mail: kyuhugata-shien@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

※ メール の 件名 に 【学校名】 記載 ください。

<専門学校>

電話：03-5253-4111（代表）

※ お問合せの際は、交換手に「専門学校生への緊急給付金についての問合せ」と御説明ください。

(国立大学)

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課

電話：03-5253-4111（代表）

支援第一係（内線 3757）

支援第二係（内線 3766）

支援第三係（内線 3765）

支援第四係（内線 3754）

(公立大学)

文部科学省高等教育局大学振興課公立大学係

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3370）

(私立大学)

文部科学省高等教育局私学部私学行政課総務係

電話：03-5253-4111（代表）（内線 2530）

(国立高等専門学校)

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3347）

(専修学校)

文部科学省総合政策局生涯学習推進課専修学校第2係

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3958）

(日本語教育機関)

文部科学省高等教育局学生・留学生課修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線 3508）

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』の創設

背景・課題

- 新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入の激減、アルバイト収入の激減・中止等学生生活にも経済的な影響が顕著となってきた。
- これら経済的困難な学生等に対しては、本年4月に開始した高等教育の修学支援新制度及び貸与型奨学金の家計急変対応や大学等に対する授業料納付の延期、各大学独自減免措置への支援等の対応をとってきているところ。
- 一方で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、更なる状況の悪化に伴い、特に家庭から自立した学生等において、大学等の中退せざるを得ないような事態も想定され、これに対する対応を早急に検討する必要あり。

➡ **将来の経済社会基盤を確保する観点から「学びの継続」のために必要な「学生支援緊急給付金」を創設**

事業の概要

○事業のポイント

- 特に家庭から自立した学生等において、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイトの減・解雇等突然の収入減による「学びの継続」の危機を抱える状況を踏まえ、**より早く現金が手元に届くスピード重視の制度設計**
- 上記学生等を取り巻く経済環境の激変への対策とともに新型コロナウイルス感染症の**長期化も見据えた「学びの継続」のためのこれまでの支援策との連携**

◇ **対象学生：国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校**
(日本語教育機関を含む)

家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、今回の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で当該アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での修学の継続が困難になっているもの

◇ **対象者： 約43万人**

◇ **給付額：** 住民税非課税世帯の学生 20万円
上記以外の学生 10万円

◇ **所要額： 約530億円**

事業スキーム

